

京都市職員の公務災害等に係る休業補償等の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成23年3月23日京都市条例第62号）（行財政局人事部給与課）

地方独立行政法人京都市立病院機構を設立することに伴い、一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び一般地方独立行政法人に使用される者で、一般地方独立行政法人から給与を受けるもののうち常時勤務することを要する者（常時勤務することを要しない者のうちその勤務形態が常時勤務することを要する者に準じる者を含む。）について、公務上の災害（負傷又は疾病をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する休業補償及び傷病補償年金（これらに相当する給付を含む。）の特例を適用しないこととしました。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

京都市職員の公務災害等に係る休業補償等の特例に関する条例の一部を改正する条例
を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 62 号

京都市職員の公務災害等に係る休業補償等の特例に関する条例の一部を改正す
る条例

京都市職員の公務災害等に係る休業補償等の特例に関する条例の一部を次のように改
正する。

第2条第1号中「第2条第1項に規定する職員」を「第2条第1項第1号に掲げる者」
に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)